

職員の特殊勤務手当に関する規則及び職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第7号

職員の特殊勤務手当に関する規則及び職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

(職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和31年岩手県人事委員会規則第65号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(衛生検査業務手当)</p> <p>第10条 条例第8条の2第2項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 条例第8条の2第1項第1号の業務 勤務1月につき 給料月額に100分の8を乗じて得た額</p> <p>(2) 条例第8条の2第1項第2号の業務 勤務1月につき 給料月額に100分の4を乗じて得た額</p> <p>(3) 条例第8条の2第1項第3号の業務 勤務1日につき 230円</p> <p>(家畜保健衛生業務手当)</p> <p>第11条の12 [略]</p> <p>2 条例第9条の12第2項に規定する手当の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 広域振興局農林部、広域振興局総合支局農林部若しくは地方振興局の農政部若しくは農林部に勤務する職員又は農業研究センターに勤務する職員で研究職給料表の適用を受けるもの 勤務1日につき 830円</p> <p>(高所作業手当)</p> <p>第11条の14 条例第9条の14第1項に規定する「人事委員会の定めるもの」とは、次に掲げる作業とする。</p> <p>(1) 広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の保健福祉環境部又は環境保健研究センターに勤務する職員が行う大気汚染の監視に係る風向風速計の保守点検の作業</p> <p>(2) 広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の土木部に勤務する職員が行うダム本体、主ゲート、予備ゲート、クレストゲート、選択取水設備又は警報局の保守点検の作業</p> <p>(3) 県南広域振興局花巻総合支局農林部に勤務する職員</p>	<p>(衛生検査業務手当)</p> <p>第10条 条例第8条の2第2項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 条例第8条の2第1項第1号アの業務 勤務1月につき 給料月額に100分の8を乗じて得た額</p> <p>(2) 条例第8条の2第1項第1号イの業務 勤務1日につき 1,490円</p> <p>(3) 条例第8条の2第1項第1号ウの業務 勤務1日につき 730円</p> <p>(4) 条例第8条の2第1項第2号の業務 勤務1日につき 230円</p> <p>(家畜保健衛生業務手当)</p> <p>第11条の12 [略]</p> <p>2 条例第9条の12第2項に規定する手当の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 広域振興局農政部若しくは農林部に勤務する職員又は農業研究センターに勤務する職員で研究職給料表の適用を受けるもの 勤務1日につき 830円</p> <p>(高所作業手当)</p> <p>第11条の14 条例第9条の14第1項に規定する「人事委員会の定めるもの」とは、次に掲げる作業とする。</p> <p>(1) 広域振興局保健福祉環境部又は環境保健研究センターに勤務する職員が行う大気汚染の監視に係る風向風速計の保守点検の作業</p> <p>(2) 広域振興局土木部に勤務する職員が行うダム本体、主ゲート、予備ゲート、クレストゲート、選択取水設備又は警報局の保守点検の作業</p> <p>(3) 県南広域振興局農政部に勤務する職員が行うテント</p>

が行うテンターゲート、取水ゲート又は警報施設の保守点検の作業

(4) [略]

2 条例第9条の14第2項に規定する手当の額は、作業1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 営繕工事の監督又は前項第2号、第3号、第4号若しくは第5号に掲げる作業 200円（当該作業が30メートル以上の高所で行われたときは、300円）

(2) [略]

(刑事作業手当)

第13条 [略]

2～6 [略]

7 条例第10条の2第2項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第10条の2第1項第1号の作業 勤務1月につき 11,800円

(2) 条例第10条の2第1項第2号の作業 勤務1月につき 10,300円

(3) 条例第10条の2第1項第3号の作業

ア 警ら用無線自動車の運轉作業

(ア) 高速自動車国道で行う運轉作業 勤務1月につき 11,800円

(イ) (ア)に掲げる道路以外の道路で行う運轉作業 勤務1月につき 8,800円

イ 交通取締用自動2輪車の運轉作業 勤務1月につき 11,800円

ウ [略]

(4) 条例第10条の2第1項第4号の作業 勤務1月につき 7,000円（犯罪現場において当該作業に従事した場合にあっては、11,800円）

(5) [略]

(6) 条例第10条の2第1項第6号の作業

ア 検視作業及び解剖立会作業 作業1回につき、それぞれ2,500円

イ 死体解剖の補助作業 作業1日につき 2,500円

ウ ア及びイ以外の死体処理作業 作業1日につき 1,100円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額に100分の100を乗じて得た額を加算した額）

(7) 条例第10条の2第1項第7号の作業 勤務1月につき

ゲート、取水ゲート又は警報施設の保守点検の作業

(4) [略]

2 条例第9条の14第2項に規定する手当の額は、作業1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 営繕工事の監督又は前項第2号から第4号までに掲げる作業 200円（当該作業が30メートル以上の高所で行われたときは、300円）

(2) [略]

(刑事作業手当)

第13条 [略]

2～6 [略]

7 条例第10条の2第2項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第10条の2第1項第1号の作業 作業1日につき 560円

(2) 条例第10条の2第1項第2号の作業 作業1日につき 560円

(3) 条例第10条の2第1項第3号の作業

ア 警ら用無線自動車の運轉作業

(ア) 高速自動車国道で行う運轉作業 作業1日につき 560円

(イ) (ア)に掲げる道路以外の道路で行う運轉作業 作業1日につき 420円

イ 交通取締用自動2輪車の運轉作業 作業1日につき 560円

ウ [略]

(4) 条例第10条の2第1項第4号の作業 作業1日につき 280円（犯罪現場において当該作業に従事した場合にあっては、560円）

(5) [略]

(6) 条例第10条の2第1項第6号の作業

ア 検視作業及び解剖立会作業 作業1回につき、それぞれ3,200円

イ 死体解剖の補助作業 作業1日につき 3,200円

ウ ア及びイ以外の死体処理作業 作業1日につき 1,600円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額に100分の100を乗じて得た額を加算した額）

(7) 条例第10条の2第1項第7号の作業 作業1日につき

7,100円

(8)～(14) [略]

(15) 条例第10条の2第1項第15号の作業

ア 天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の警衛の作業 作業1日につき1,150円(同一の月に第7項第1号の作業に従事した場合にあっては、590円)

イ アに掲げる作業以外の作業 作業1日につき640円(同一の月に第7項第1号の作業に従事した場合にあっては、80円)

(16) 条例第10条の2第1項第16号の作業

ア 第6項第1号の作業 作業1日につき1,640円(同一の月に第7項第1号の作業に従事した場合にあっては、1,080円)

イ 第6項第2号の作業 作業1日につき1,100円(同一の月に第7項第1号の作業に従事した場合にあっては、540円)

ウ 第6項第3号の作業

(ア) 第6項第1号の作業に付随して行われる作業 作業1日につき1,100円(同一の月に第7項第1号の作業に従事した場合にあっては、540円)

(イ) (ア)に掲げる作業以外の作業 作業1日につき820円(同一の月に第7項第1号の作業に従事した場合にあっては、260円)

エ 第6項第4号の作業 作業1日につき820円(同一の月に第7項第1号の作業に従事した場合にあっては、260円)

8 [略]

(多学年学級担当手当の支給基準)

第16条 条例第12条第1項に規定する教育職員及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている教育職員は、指導教諭、教諭、助教諭及び講師とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1)～(3) [略]

(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の手当等の額)

第30条 給与条例第6条の2第1項及び給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等(以下「育児短時間勤務職員等」という。)並びに給与条例第29条第2項

340円

(8)～(14) [略]

(15) 条例第10条の2第1項第15号の作業

ア 天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の警衛の作業 作業1日につき1,150円(同一の日に第7項第1号の作業に従事した場合にあっては、590円)

イ アに掲げる作業以外の作業 作業1日につき640円(同一の日に第7項第1号の作業に従事した場合にあっては、80円。ただし、人事委員会が別に定める皇族の警衛の作業に従事した場合にあっては、これらの額に510円を加算した額)

(16) 条例第10条の2第1項第16号の作業

ア 第6項第1号の作業 作業1日につき1,640円(同一の日に第7項第1号の作業に従事した場合にあっては、1,080円)

イ 第6項第2号の作業 作業1日につき1,100円(同一の日に第7項第1号の作業に従事した場合にあっては、540円)

ウ 第6項第3号の作業

(ア) 第6項第1号の作業に付随して行われる作業 作業1日につき1,100円(同一の日に第7項第1号の作業に従事した場合にあっては、540円)

(イ) (ア)に掲げる作業以外の作業 作業1日につき820円(同一の日に第7項第1号の作業に従事した場合にあっては、260円)

エ 第6項第4号の作業 作業1日につき820円(同一の日に第7項第1号の作業に従事した場合にあっては、260円)

8 [略]

(多学年学級担当手当の支給基準)

第16条 条例第12条第1項に規定する教育職員及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている教育職員は、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1)～(3) [略]

(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の手当等の額)

第30条 給与条例第6条の2第1項及び給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等(以下「育児短時間勤務職員等」という。)並びに給与条例第29条第2項

<p>第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）について、次に掲げる特殊勤務手当の支給される事務、業務若しくは作業に従事した場合又は公署に勤務した場合における当該手当の額は、この規則の規定により受けるべき額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下この条において「勤務時間等条例」という。）第2条第2項から第4項まで又は給与等条例第26条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 刑事作業手当（第13条第7項第1号、第2号、第3号ア及びイ、第4号並びに第7号に掲げる作業に係る刑事作業手当に限る。）</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）について、次に掲げる特殊勤務手当の支給される事務、業務若しくは作業に従事した場合又は公署に勤務した場合における当該手当の額は、この規則の規定により受けるべき額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下この条において「勤務時間等条例」という。）第2条第2項から第4項まで又は給与等条例第26条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第2条 職員の給与の支給に関する規則（昭和38年岩手県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第3（第16条関係）</p> <p>[略]</p> <p>注1 [略]</p> <p>2 「感染症等又は有害物名等」欄には、衛生検査業務については当該手当のうち一般職の職員の特殊勤務手当に関する<u>条例第8条の2第1項第3号</u>に掲げる業務について記入してください。</p> <p>様式第4（第16条関係）</p> <p>[略]</p> <p>注1 この記録簿は、職員の特殊勤務手当に関する規則<u>第6条第1号イ及び同条第2号</u>に規定する手当の支給を受ける職員について記入してください。</p> <p>2 「作業時間」欄には、職員の特殊勤務手当に関する規則<u>第6条第1号イ</u>に規定する手当の支給を受ける職員について記入してください。</p> <p>様式第8（第16条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">[略]</div> <p>注 <u>職員の特殊勤務手当に関する規則第13条第7項第3号ウ、同項第5号、同項第6号及び同項第8号から同項</u></p>	<p>様式第3（第16条関係）</p> <p>[略]</p> <p>注1 [略]</p> <p>2 「感染症等又は有害物名等」欄には、衛生検査業務については当該手当のうち一般職の職員の特殊勤務手当に関する<u>条例第8条の2第1項第1号イ及びウ並びに同項第2号</u>に掲げる業務について記入してください。</p> <p>様式第4（第16条関係）</p> <p>[略]</p> <p>注1 この記録簿は、職員の特殊勤務手当に関する規則<u>第6条第1号及び第2号</u>に規定する手当の支給を受ける職員について記入してください。</p> <p>2 「作業時間」欄には、職員の特殊勤務手当に関する規則<u>第6条第1号</u>に規定する手当の支給を受ける職員について記入してください。</p> <p>様式第8（第16条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">[略]</div>

第16号までに規定する作業についてのみ記入してください。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。